

秘 密 保 持 契 約 書

五葉地域振興株式会社（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲の乙に対する事業譲渡の可能性を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、相互に開示する秘密情報の取扱いに関し、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（秘密情報）

本契約において、秘密情報とは、文書、口頭、電磁的記録媒体その他有形無形を問わず、本目的のために、甲及び乙のうち情報を開示する側（以下「情報開示者」という。）から甲及び乙のうち開示された情報を受領する側（以下「情報受領者」という。）に対して開示された一切の情報をいう。ただし、次のいずれかに該当するものは、秘密情報から除外されるものとする。

- （1）情報開示者から開示を受けた時点において情報受領者がすでに保有していた情報
- （2）情報開示者から開示を受けた時点ですでに公知であった情報
- （3）情報開示者から開示を受けた後に情報受領者の責に帰すべき事由によらないで公知となった情報
- （4）情報開示者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- （5）情報受領者が情報開示者から開示された情報によることなく独自に開発した情報

第2条（秘密保持）

- 1 情報受領者は、秘密情報について現に秘密を保持するものとし、第三者に対し、秘密情報を一切開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除くものとする。
 - （1）本目的に関連して秘密情報を必要とする情報受領者の役員、従業員、情報受領者の依頼する弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザー等の外部専門家（以下「受領権者」という。）に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合
 - （2）情報開示者が事前に書面により承諾した場合
 - （3）法令又は裁判所、政府機関、金融商品取引所その他情報受領者に対して権限を有する機関の裁判、命令、規則等により秘密情報の開示を要求され、合理的に必要な範囲で開示する場合
- 2 前項第1号の規定に基づき、情報受領者が法律上の守秘義務を負うものではない受領権者に秘密情報を開示する場合、情報受領者は受領権者に対し、本契約によって情報受領者が負う義務と同等の義務を課してその義務を遵守させるものとし、受領権者に義務違反が認められた場合には、情報開示者に対して直接責任を負うものとする。
- 3 第1項第3号の規定に基づき、情報受領者が秘密情報を開示する場合、情報受領者は、情報開示者に対し、情報開示後速やかにその旨を通知するものとする。

第3条（目的外使用の禁止）

情報受領者は、秘密情報を本目的以外の目的で使用してはならないものとする。

第4条（秘密情報の管理）

情報受領者は、善良な管理者の注意をもって、秘密情報を管理しなければならないものとする。

第5条（複製の禁止）

- 1 情報受領者は、情報開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報をふくせいはならないものとする。
- 2 前項の規定に基づき、情報受領者が情報開示者の書面による事前の承諾を得て、秘密情報を複製した場合、複製した情報も秘密情報に含まれるものとする。

第6条（秘密情報の返還・破棄）

- 1 情報受領者は、本契約が終了したとき、又は情報開示者が要求したときは、情報開示者の指示に従い、保有する秘密情報を情報開示者に返還又は破棄するものとする。
- 2 前項の規定に基づき、情報受領者が秘密情報を返還又は破棄した場合において、情報開示者から請求があったときは、情報受領者は情報開示者に対し、秘密情報を返還又は破棄したことを証する書面を速やかに提出するものとする。

第7条（損害賠償）

情報受領者が、本契約上の義務に違反し、これにより情報開示者に損害が生じた場合、情報受領者は、情報開示者に生じた損害の賠償をしなければならないものとする。

第8条（差止め）

情報開示者は、情報受領者が本契約に違反し、又は違反する恐れがある場合には、その差止めを求め、又はその差止めを求める仮処分の申し立てを行うことができるものとする。

第9条（有効期間）

本契約の有効期間は1年間とする。ただし、本項、第6条乃至第8条、第10条及び第11条の規定は、本契約終了後も引き続き効力を有するものとする。

第10条（合意管轄）

本契約に関連する一切の紛争に関しては、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は協議の上、誠意をもって円満な解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲乙が各1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 住 所：岩手県大船渡市日頃市町字赤坂西風1番地5

氏 名：五葉地域振興株式会社 代表取締役 柏崎 明彦

乙 住 所：

氏 名：

以 上